

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付取扱要領

平成18年4月3日制定

令和5年3月27日最終改正

第1 通則

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金の交付に関しては、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びこの取扱要領に定めるところによる。

第2 定義

この要領において「災害拠点施設」とは、既存建築物のうち幼稚園、小・中・高等学校、義務教育学校、病院・診療所、老人ホーム、体育館等に掲げる用途で、災害時の拠点となるものをいい、その他の用語の定義は交付要綱に定めるところによる。

第3 補助対象事業の採択基準

補助対象事業の採択基準は、交付要綱に定めるもののほか、別表第1による。ただし、事業主体が必要と判断し、知事が認めるものを含む。

第4 補助対象経費

本事業の補助対象は、交付要綱第3に定める経費であるが、具体的には次に掲げる経費のうち、知事が事業の実施に必要と認める経費とする。

- (1) 事業者が行う交付要綱別表第1の1の住宅相談支援、専門家派遣、2及び27の事業推進に定める事業に要する経費
- (2) 事業者が行う交付要綱別表第1の1の地域耐震化推進、3から26、27の移転に定める事業に要する経費に対し市町が補助する経費

第5 耐震診断等の方法

既存建築物及び既存住宅の耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添による方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。）とする。ただし、災害時拠点施設については、「静岡県既存建築物の耐震新診断・補強計画マニュアル2006年度版（一般社団法人静岡県建築士事務所協会発行）」による方法を用いて耐震性能を評価すること。

第6 耐震診断等の実施者

- (1) わが家の専門家診断事業における耐震診断及び耐震相談は、静岡県耐震診断補強相談士が行うものとする。
- (2) 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）における補強計画の策定及び改修後の耐震性の評価は、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が行うものとする。
- (3) 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）、木造住宅の建替え・除却事業及び木造住宅の移転事業における採択要件を確認するための耐震診断は、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が行うものとする。

第7 関係書類の保管

交付要綱第5(3)に定める書類等については、別表第2に掲げる書類を含むこと。

附 則

この要領は、令和5年度分の補助金から適用する。

別表第1（第3関係）

事業区分	採択基準
5 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）	<p>ア 補強計画を策定し、耐震改修する事業は、補強計画を策定し、評点が 1.0 以上かつ改修前の評点より 0.3 以上向上する耐震改修を行う事業とする。</p> <p>イ 高齢者のみが居住する住宅等とは、借家を除き、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(ア) 65 歳以上の者のみが居住するもの（65 歳以上の者以外に、15 歳未満の者又は 18 歳未満で就学している者のみが居住する場合を含む。）</p> <p>(イ) 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が 1 級又は 2 級の者が居住するもの</p> <p>(ウ) 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの</p> <p>(エ) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの</p> <p>ウ 補強計画を策定する事業は、補強計画の策定のみを実施する事業で、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(ア) 上記イの高齢者のみが居住する住宅等で、上記アにより補強計画を策定したもの、やむを得ず耐震改修を断念するもの</p> <p>(イ) 耐震改修を行う代わりに、耐震改修以外の命を守る対策を行うもの</p> <p>エ 交付要綱別表第4に規定する在宅避難促進割増は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(ア) 耐震診断の結果、評点が 0.7 未満であるものとする。</p> <p>(イ) 耐震改修を行った後に、評点が 1.2 以上となる耐震改修を実施することであること。</p> <p>(ウ) 寝室、居間にある家具で、寝る場所、座る場所、出入口周辺に転倒する危険性のある家具の固定を行うものとする。なお、家具の固定を既に実施している場合は、家具の固定を行う住宅とみなすこととする。</p> <p>(エ) 次の a に該当し、かつ、b から e のいずれかに該当する耐震改修のPRを行うものとする。</p> <p>a 工事期間中に耐震改修PR看板を設置するもの</p> <p>b 工事期間中に現場見学会を実施するもの</p> <p>c 工事完成後に完成見学会を実施するもの</p> <p>d 工事完成後に住宅所有者等が耐震改修を実施するきっかけを記載した文書及び耐震改修後の住宅の写真を市町に提出するもの</p> <p>e その他耐震改修のPRに有効であると知事が認めるもの</p>
7 木造住宅の移転事業	<p>ア 評点 1.0 未満である住宅の全部を除去し、耐震性のある既存住宅等（自らが所有する住宅を除く。）に住み替える事業とする。</p> <p>イ 高齢者のみが居住する住宅等は、「5 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）」と同じ。</p>
10 建築物の補強計画策定事業	災害拠点施設については、 $I_s/ET \geq 1.0$ となる補強計画の策定を行う事業とする。
11 建築物の耐震化事業	災害拠点施設について耐震改修を行う場合は、 $I_s/ET \geq 1.0$ となる耐震改修を行う事業とする。
12 避難所等の耐震化事業	耐震改修を行う場合は、 $I_s/ET \geq 1.0$ となる耐震改修を行う事業とする。
16 危険なブロック塀等の除却事業	「15 ブロック塀等の安全確保事業（避難路沿道等）」を実施する市町に限る。
18 要緊急安全確認大	ア 災害拠点施設の補強計画は、 $I_s/ET \geq 1.0$ となる補強計画の策定を行

	規模建築物の耐震化事業	う事業とする。 イ 災害拠点施設について耐震改修を行う場合は、 $I_s/ET \geq 1.0$ となる耐震改修を行う事業とする。
19	要安全確認計画記載建築物の耐震化事業	
20	建築物等の耐震化事業（緊急輸送道路沿道）	
21	建築物等の耐震化事業（避難路沿道等）	
22	避難所等の耐震化事業（避難場所）	ア 補強計画は、 $I_s/ET \geq 1.0$ となる補強計画の策定を行う事業とする。 イ 耐震改修を行う場合は、 $I_s/ET \geq 1.0$ となる耐震改修を行う事業とする。
23	マンションの耐震化事業（避難場所）	
24	建築物の耐震化事業（避難場所）	

別表第2（第7関係）

事業区分	保管書類	
	所有者等からの補助申請書	所有者等からの完了報告書
1 住宅の耐震化の計画的実施の誘導に係る事業	<p>地域耐震化にあっては、以下の書類</p> <p>ア 地域耐震化推進事業計画書 イ 業務に係る経費計算書 ウ 組織の構成員名簿</p>	<p>ア 住宅相談支援又は専門家派遣にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 実施の記録を記入した台帳 (イ) 業務委託契約書</p> <p>イ 地域耐震化にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 地域耐震化推進事業報告書 (イ) 業務に係る経費の領収書等の写し (ウ) 業務内容の分かる写真</p>
2 わが家の専門家診断事業		<p>ア 診断の結果等を記入した台帳 イ 業務委託契約書</p>
3 非木造住宅の耐震診断事業	<p>ア 耐震診断経費の見積書の写し イ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 耐震診断結果報告書の写し(注1) イ 耐震診断に係る評定書の写し (注2)(注3)(注4) ウ 耐震診断経費の領収書等の写し</p>
4 非木造住宅の補強計画策定事業	<p>ア 耐震診断結果報告書の写し(注1) イ 補強計画策定経費の見積書の写し ウ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 補強計画結果報告書の写し(注5) イ 補強計画に係る評定書の写し (注2)(注3) ウ 補強計画策定経費の領収書等の写し</p>
5 木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)	<p>ア 耐震診断結果報告書の写し(注6) イ 補強計画策定経費の見積書の写し (ただし、補強計画策定費を補助対象事業費に含む場合に限る。) ウ 耐震改修経費の見積書の写し エ 高齢者のみが居住する住宅等の場合は、それらを証明できる書類 オ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書 カ 在宅避難促進割増の条件に該当する住宅にあっては、家具の配置、高さ、寝る場所、座る場所が分かること面 キ 過去に補強計画策定費に補助を受けている場合は、その補助額が確認できる書類 ク 申請時に補強計画を策定している場合は、補強計画結果報告書の写し(注7)</p>	<p>ア 補強計画を策定し、耐震改修する事業にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注7) (ただし、補強計画策定費を補助対象事業費に含む場合に限る。) (イ) 補強計画策定経費の領収書等の写し(ただし、補強計画策定費を補助対象事業費に含む場合に限る。) (ウ) 耐震改修結果報告書の写し(注8) (エ) 耐震改修経費の領収書等の写し (オ) 在宅避難促進割増の条件に該当する住宅にあっては、以下の書類</p> <p>a 家具の配置、固定状況が分かる写真 b P Rを行ったことを証明できる書類</p> <p>イ 補強計画を策定する事業にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注7) (イ) 補強計画策定経費の領収書等の写し (ウ) 命を守る対策の実施が分かる書類等</p>
6 木造住宅の建替え・除却事業	<p>ア 建替えにあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注6) (イ) 建替え経費等の見積書の写し (ウ) 新築住宅の建築確認済証の写し (エ) 既存住宅の配置図、新築住宅の配置図</p>	<p>ア 建替えにあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却前の写真、除却後の写真、新築住宅の着工写真 (イ) 新築住宅の完了検査済証の写し (ウ) 建替え経費等の領収書等の写し (エ) 新築住宅が省エネ基準に適合する</p>

		<p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(カ) 新築住宅が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し(注15)</p> <p>イ 除却にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注6)</p> <p>(イ) 既存住宅の配置図</p> <p>(ウ) 除却経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(オ) 住み替え後の建築物が地震に対して安全な構造であることを証明する書類</p>	<p>ことを確認できる書類の写し(注15)</p> <p>イ 除却にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却前の写真、除却後の写真</p> <p>(イ) 建築物除却届の写し</p> <p>(ウ) 除却経費の領収書等の写し</p>
7	木造住宅の移転事業	<p>ア 耐震診断結果報告書の写し(注6)</p> <p>イ 移転に係る経費の見積書の写し</p> <p>ウ 高齢者のみが居住する住宅等を証明できる書類</p> <p>エ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 耐震性がある既存住宅等へ住み替えたことを証明する書類</p> <p>イ 除却前の写真、除却後の写真</p> <p>ウ 建築物除却届の写し</p> <p>エ 移転に係る経費の領収書等の写し</p>
8	非木造住宅の耐震化事業	<p>ア 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注5)</p> <p>(イ) 補強計画に係る評定書の写し(注2)(注3)</p> <p>(ウ) 耐震改修経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>イ 建替えにあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 新築住宅の建築確認済証の写し</p> <p>(ウ) 建替え経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(カ) 新築住宅が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し(注15)</p> <p>ウ 除却にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 既存住宅の配置図</p> <p>(ウ) 除却経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画どおりに工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し</p> <p>(イ) 事業の完成を確認できる写真</p> <p>(ウ) 耐震改修経費の領収書等の写し</p> <p>イ 建替えにあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却前の写真、除却後の写真、新築住宅の着工写真</p> <p>(イ) 新築住宅の完了検査済証の写し</p> <p>(ウ) 建替え経費の領収書等の写し</p> <p>(エ) 新築住宅が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し(注15)</p> <p>ウ 除却にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却前の写真、除却後の写真</p> <p>(イ) 建築物除却届の写し</p> <p>(ウ) 除却経費の領収書等の写し</p>
9	建築物の耐震診断事業	<p>ア 耐震診断経費の見積書の写し</p> <p>イ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>イ 耐震診断に係る評定書の写し(注2)(注3)(注4)</p> <p>ウ 耐震診断経費の領収書等の写し</p>
10	建築物の補強計画策定事業	<p>ア 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>イ 補強計画策定経費の見積書の写し</p> <p>ウ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 補強計画結果報告書の写し(注5)</p> <p>イ 補強計画に係る評定書の写し(注2)(注3)</p> <p>ウ 補強計画策定経費の領収書等の写し</p>
11	建築物の耐震化事業	<p>ア 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注5)</p> <p>(イ) 補強計画に係る評定書の写し</p>	<p>ア 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画どおりに工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し</p>

		<p>(注2)(注3)</p> <p>(イ) 耐震改修経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>イ 建替えにあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 新築建築物の建築確認済証の写し</p> <p>(ウ) 建替え経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(カ) 新築建築物が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し (注15)</p> <p>ウ 除却にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 既存建築物の配置図</p> <p>(ウ) 除却経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>(イ) 事業の完成を確認できる写真</p> <p>(ウ) 耐震改修経費の領収書等の写し</p> <p>イ 建替えにあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却前の写真、除却後の写真、新築建築物の着工写真</p> <p>(イ) 新築建築物の完了検査済証の写し</p> <p>(ウ) 建替え経費の領収書等の写し</p> <p>(エ) 新築建築物が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し (注15)</p> <p>ウ 除却にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却前の写真、除却後の写真</p> <p>(イ) 建築物除却届の写し</p> <p>(ウ) 除却経費の領収書等の写し</p>
12	避難所等の耐震化事業	<p>ア 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注5)</p> <p>(イ) 補強計画に係る評定書の写し (注2)(注3)</p> <p>(ウ) 耐震改修経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(カ) 避難所等の要件に該当するものと判断できる書類</p> <p>イ 建替えにあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 新築建築物の建築確認済証の写し</p> <p>(ウ) 建替え経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(カ) 避難所等の要件に該当するものと判断できる書類</p> <p>(キ) 新築建築物が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し (注15)</p>	<p>ア 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画どおりに工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し</p> <p>(イ) 事業の完成を確認できる写真</p> <p>(ウ) 耐震改修経費の領収書等の写し</p> <p>イ 建替えにあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却前の写真、除却後の写真、新築建築物の着工写真</p> <p>(イ) 新築建築物の完了検査済証の写し</p> <p>(ウ) 建替え経費の領収書等の写し</p> <p>(エ) 新築建築物が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し (注15)</p>
13	特定天井の耐震改修事業	<p>ア 既存天井の施工状況報告書(注9)</p> <p>イ 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震改修経費の見積書の写し</p> <p>(イ) 工事概要が分かる図面</p> <p>ウ 除却にあっては、除却経費の見積書の写し</p> <p>エ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 事業の完成を確認できる写真</p> <p>(イ) 天井の改修状況報告書(注10)</p> <p>(ウ) 耐震改修経費の領収書等の写し</p> <p>イ 除却にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却前の写真、除却後の写真</p> <p>(イ) 除却経費の領収書等の写し</p>

14	既存エレベーターの防災対策改修事業	<p>ア エレベーターが設置された建築物の状況報告書(注11)</p> <p>イ 建築基準法第12条第3項の規定によるエレベーターの定期検査報告書（1年以内に報告されたもの）の写し</p> <p>ウ 防災対策改修経費の見積書の写し</p> <p>エ 工事概要が分かる図面</p> <p>オ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 事業の完成を確認できる写真</p> <p>イ エレベーターの防災対策改修状況報告書(注12)</p> <p>ウ 防災対策改修経費の領収書等の写し</p>
15	ブロック塀等の安全確保事業(避難路沿道等)	<p>ア 施工前の写真</p> <p>イ 倒壊の危険性があることを証する書類(注16)</p> <p>ウ 配置図(注17)</p> <p>エ 施工後の計画図、工作物の立面図</p> <p>オ 耐震改修、建替え又は除却経費の見積書の写し</p> <p>カ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 事業の完成を確認できる写真(注18)</p> <p>イ 耐震改修、建替え又は除却経費の領収書等の写し</p>
16	危険なブロック塀等の除却事業	<p>ア 施工前の写真</p> <p>イ 倒壊の危険性があることを証する書類(注16)</p> <p>ウ 配置図(注19)</p> <p>エ 除却経費の見積書の写し</p> <p>オ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 事業の完成を確認できる写真(注18)</p> <p>イ 除却経費の領収書等の写し</p>
17	屋根の耐風診断及び耐風改修事業	<p>ア 耐風診断にあっては、以下の書類 (ア) 耐風診断経費の見積書の写し (イ) 所有者による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>イ 耐風改修にあっては、以下の書類 (ア) 現況写真 (イ) 耐風改修経費の見積書の写し (ウ) 工事概要が分かる図面 (エ) 所有者による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 耐風診断にあっては、以下の書類 (ア) 耐風診断結果報告書の写し(注13) (イ) 耐風診断経費の領収書等の写し</p> <p>イ 耐風改修にあっては、以下の書類 (ア) 耐風改修結果報告書の写し(注14) (イ) 事業の完成を確認できる写真 (ウ) 事業経費の領収書等の写し</p>
18	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化事業	<p>ア 補強計画の策定にあっては、以下の書類 (ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1) (イ) 耐震診断に係る評定書の写し(注2) (ウ) 補強計画策定経費の見積書の写し (エ) 所有者による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>イ 耐震改修にあっては、以下の書類 (ア) 補強計画結果報告書の写し(注5) (イ) 補強計画に係る評定書の写し(注2) (ウ) 耐震改修経費の見積書の写し (エ) 工事概要が分かる図面 (オ) 所有者による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>ウ 建替えにあっては、以下の書類 (ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1) (イ) 新築建築物の建築確認済証の写し (ウ) 建替え経費の見積書の写し</p>	<p>ア 補強計画の策定にあっては、以下の書類 (ア) 補強計画結果報告書の写し(注5) (イ) 補強計画に係る評定書の写し(注2) (ウ) 補強計画策定経費の領収書等の写し (エ) 補強計画策定者の登録資格者講習受講証の写し等</p> <p>イ 耐震改修にあっては、以下の書類 (ア) 補強計画どおりに工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し (イ) 事業の完成を確認できる写真 (ウ) 耐震改修経費の領収書等の写し</p> <p>ウ 建替えにあっては、以下の書類 (ア) 除却前の写真、除却後の写真、新築建築物の着工写真 (イ) 新築建築物の完了検査済証の写し (ウ) 建替え経費の領収書等の写し</p>

		<p>(イ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(カ) 新築建築物が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し (注15)</p> <p>エ 除却にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 既存建築物の配置図</p> <p>(ウ) 除却経費の見積書</p> <p>(エ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>(エ) 新築建築物が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し (注15)</p> <p>エ 除却にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却前の写真、除却後の写真</p> <p>(イ) 建築物除却届の写し</p> <p>(ウ) 除却経費の領収書等の写し</p>
19	要安全確認計画記載建築物の耐震化事業	<p>ア 補強計画の策定にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 補強計画策定経費の見積書の写し</p> <p>(ウ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>イ 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注5)</p> <p>(イ) 補強計画に係る評定書の写し (注2)(注3)</p> <p>(ウ) 耐震改修経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>ウ 建替えにあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 新築建築物の建築確認済証の写し</p> <p>(ウ) 建替え経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(カ) 新築建築物が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し (注15)</p> <p>エ 除却にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 既存建築物の配置図</p> <p>(ウ) 除却経費の見積書</p> <p>(エ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p>	<p>ア 補強計画の策定にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注5)</p> <p>(イ) 補強計画に係る評定書の写し (注2)(注3)</p> <p>(ウ) 補強計画策定経費の領収書等の写し</p> <p>(エ) 補強計画策定者の登録資格者講習受講証の写し等</p> <p>イ 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画どおりに工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し</p> <p>(イ) 事業の完成を確認できる写真</p> <p>(ウ) 耐震改修経費の領収書等の写し</p> <p>ウ 建替えにあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却前の写真、除却後の写真、新築建築物の着工写真</p> <p>(イ) 新築建築物の完了検査済証の写し</p> <p>(ウ) 建替え経費の領収書等の写し</p> <p>(エ) 新築建築物が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し (注15)</p> <p>エ 除却にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却前の写真、除却後の写真</p> <p>(イ) 建築物除却届の写し</p> <p>(ウ) 除却経費の領収書等の写し</p>
20	建築物等の耐震化事業(緊急輸送道路沿道)	<p>ア 耐震診断にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断経費の見積書の写し</p> <p>(イ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(ウ) 建築物高さと緊急輸送道路、避難路の幅員等との関係が分かる図面等</p> <p>イ 補強計画の策定にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 補強計画策定経費の見積書の写し</p> <p>(ウ) 所有者以外による申請の場合は所</p>	<p>ア 耐震診断にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 耐震診断に係る評定書の写し (注2)(注3)</p> <p>(ウ) 耐震診断経費の領収書等の写し</p> <p>イ 補強計画の策定にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注5)</p> <p>(イ) 補強計画に係る評定書の写し (注2)(注3)</p> <p>(ウ) 補強計画策定経費の写し</p>

		<p>有者の承諾書</p> <p>(イ) 建築物高さと緊急輸送道路、避難路の幅員等との関係が分かる図面等</p> <p>ウ 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注5)</p> <p>(イ) 補強計画に係る評定書の写し(注2)(注3)</p> <p>(ウ) 耐震改修経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(カ) 建築物高さと緊急輸送道路、避難路の幅員等との関係が分かる図面等</p> <p>エ 建替えにあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 新築建築物の建築確認済証の写し</p> <p>(ウ) 建替え経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(カ) 建築物高さと緊急輸送道路、避難路の幅員等との関係が分かる図面等</p> <p>(キ) 新築建築物が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し(注15)</p> <p>オ 除却にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 既存建築物の配置図</p> <p>(ウ) 除却経費の見積書</p> <p>(エ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(オ) 建築物高さと緊急輸送道路、避難路の幅員等との関係が分かる図面等</p>	<p>し</p> <p>ウ 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画どおりに工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し</p> <p>(イ) 事業の完成を確認できる写真</p> <p>(ウ) 耐震改修経費の領収書等の写し</p> <p>エ 建替えにあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却前の写真、除却後の写真、新築建築物の着工写真</p> <p>(イ) 新築建築物の完了検査済証の写し</p> <p>(ウ) 建替え経費の領収書等の写し</p> <p>(エ) 新築建築物が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し(注15)</p> <p>オ 除却にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却前の写真、除却後の写真</p> <p>(イ) 建築物除却届の写し</p> <p>(ウ) 除却経費の領収書等の写し</p>
21	建築物等の耐震化事業(避難路沿道等)	20 建築物等の耐震化事業(緊急輸送道路沿道)と同じとする。	20 建築物等の耐震化事業(緊急輸送道路沿道)と同じとする。
22	避難所等の耐震化事業(避難場所)	<p>ア 耐震診断にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断経費の見積書の写し</p> <p>(イ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(ウ) 避難場所の要件に該当するものと判断できる書類</p> <p>イ 補強計画の策定にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 補強計画策定経費の見積書の写し</p> <p>(ウ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(エ) 避難場所の要件に該当するものと判断できる書類</p> <p>ウ 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注5)</p>	<p>ア 耐震診断にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 耐震診断に係る評定書の写し(注2)(注3)</p> <p>(ウ) 耐震診断経費の領収書等の写し</p> <p>イ 補強計画の策定にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画結果報告書の写し(注5)</p> <p>(イ) 補強計画に係る評定書の写し(注2)(注3)</p> <p>(ウ) 補強計画策定経費の領収書等の写し</p> <p>ウ 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 補強計画どおりに工事を行ったことを証する工事監理報告書等の写し</p> <p>(イ) 事業の完成を確認できる写真</p>

		<p>(イ) 補強計画に係る評定書の写し (注2)(注3)</p> <p>(ウ) 耐震改修経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(カ) 避難場所の要件に該当するものと判断できる書類</p> <p>エ 建替えにあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震診断結果報告書の写し(注1)</p> <p>(イ) 新築建築物の建築確認済証の写し</p> <p>(ウ) 建替え経費の見積書の写し</p> <p>(エ) 工事概要が分かる図面</p> <p>(オ) 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>(カ) 避難場所の要件に該当するものと判断できる書類</p> <p>(キ) 新築建築物が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し (注15)</p>	<p>(ウ) 耐震改修経費の領収書等の写し</p> <p>エ 建替えにあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却前の写真、除却後の写真、新築建築物の着工写真</p> <p>(イ) 新築建築物の完了検査済証の写し</p> <p>(ウ) 建替え経費の領収書等の写し</p> <p>(エ) 新築建築物が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し (注15)</p>
23	マンションの耐震化事業(避難場所)	22 避難所等の耐震化事業(避難場所)と同じとする。	22 避難所等の耐震化事業(避難場所)と同じとする。
24	建築物の耐震化事業(避難場所)	22 避難所等の耐震化事業(避難場所)と同じとする。	22 避難所等の耐震化事業(避難場所)と同じとする。
25	特定天井の耐震改修事業(避難場所)	<p>ア 既存天井の施工状況報告書(注9)</p> <p>イ 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 耐震改修経費の見積書の写し</p> <p>(イ) 工事概要が分かる図面</p> <p>ウ 除却にあっては、除却経費の見積書の写し</p> <p>エ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>オ 避難場所の要件に該当するものと判断できる書類</p>	<p>ア 耐震改修にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 事業の完成を確認できる写真</p> <p>(イ) 天井の改修状況報告書(注10)</p> <p>(ウ) 耐震改修経費の領収書等の写し</p> <p>イ 除却にあっては、以下の書類</p> <p>(ア) 除却前の写真、除却後の写真</p> <p>(イ) 除却経費の領収書等の写し</p>
26	既存エレベーターの防災対策改修事業(避難場所)	<p>ア エレベーターが設置された建築物の状況報告書(注11)</p> <p>イ 建築基準法第12条第3項の規定によるエレベーターの定期検査報告書(1年以内に報告されたもの)の写し</p> <p>ウ 防災対策改修工事経費の見積書の写し</p> <p>エ 工事概要が分かる図面</p> <p>オ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書</p> <p>カ 避難場所の要件に該当するものと判断できる書類</p>	<p>ア 事業の完成を確認できる写真</p> <p>イ エレベーターの防災対策改修状況報告書(注12)</p> <p>ウ 防災対策改修工事経費の領収書等の写し</p>

27	がけ地近接危険住宅移転事業 移転にあっては、以下の書類 ア 除却経費の見積書の写し イ 金融機関の融資証明書の写し又はそれに代わる書類 ウ ア、イの内容を反映した補助限度額計画書	ア 移転にあっては、以下の書類 (ア) 除却経費の領収書等の写し (イ) 金融機関の融資契約書の写し又はそれに代わる書類 (ウ) (ア)、(イ)の内容を反映した補助限度額計算書 (エ) 新築住宅が省エネ基準に適合することを確認できる書類の写し (注15) イ 事業推進にあっては、以下の書類 (ア) 業務委託契約書 (イ) 業務委託報告書等
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注1) 耐震診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・建築物の名称、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・構造部材強度（コンクリート、鉄筋、鉄骨等）
- ・耐震診断の方針及び結果概要
- ・総合所見
- ・平面図、伏図、軸組図

(注2) 評定は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約第8条第2項に基づき登録された耐震判定委員会に諮るものとする。

(注3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条第1号に掲げる建築物又は階数が3以上で床面積の合計が1,000m²以上の建築物に限る。

(注4) 耐震診断を行った結果、倒壊の危険性があると判断されたものを除く。

(注5) 補強計画結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・建築物の名称、所在地、用途・規模、補強計画策定者の名称・住所、補強計画策定年月日
- ・補強計画の方針及び結果概要
- ・総合所見
- ・補強計画平面図、軸組図等（補強方法、補強箇所を明示する。）

(注6) 耐震診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・耐震診断の評点及び算定根拠

(注7) 補強計画結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・耐震診断・補強計画の評点及び算定根拠
- ・補強計画平面図（補強方法、補強箇所を明示する。）

(注8) 耐震改修結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日
- ・補強計画の評点及び算定根拠（補強内容に変更がある場合に限る。）
- ・補強計画平面図（補強方法、補強箇所を明示する。）
- ・改修写真

(注9) 既存天井の施工状況報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・報告者の名称、住所、報告年月日

- ・建築物の名称、所在地、用途・規模、固定席の有無及び席数、地域防災計画における避難所指定の有無
- ・天井の高さ、面積、単位面積当たりの平均重量、構造
- ・天井の耐震性に対する総合所見
- ・平面図、天井伏図、矩計図（天井断面が分かるもの）

(注10) 天井の改修状況報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・報告者の名称、住所、報告年月日
- ・建築物の名称、所在地、用途・規模、固定席の有無及び席数、地域防災計画における避難所指定の有無
- ・平成17年国土交通省告示第566号に基づいて実施した旨の所見
- ・平面図、天井伏図、矩計図（天井断面が分かるもの）

(注11) エレベーターが設置された建築物の状況報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・報告者の名称、住所、報告年月日
- ・延床面積、階数、用途、耐火建築物又は準耐火建築物の別
- ・当該建築物の耐震性能に対する総合所見
- ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく、長期修繕計画又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第8条第2項の規定による維持保全計画においてエレベーターを修繕項目として設定している旨の所見

(注12) エレベーターの防災対策改修状況報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・報告者の名称、住所、報告年月日
- ・昇降機技術基準の解説（一般財団法人日本建築設備・昇降機センター、一般社団法人日本エレベータ協会発行）に基づいて実施した旨の所見
- ・エレベーター防災対策改修工事に充当した費用の内訳

(注13) 耐風診断結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・診断者の氏名・住所、診断年月日
- ・所有者、所在地
- ・診断の方針及び結果概要
- ・総合所見

(注14) 耐風改修結果報告書には次の事項を記載した書類を添付する。

- ・報告者の氏名、住所、報告年月日
- ・所有者、所在地
- ・改修屋根伏図（改修方法、改修箇所を明示する。）
- ・令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号に基づいて実施した旨の所見

(注15) 社会資本整備総合交付金要綱附属第Ⅱ編イ-16-（12）若しくはロ-16-（12）又は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱の事業要件を満たすものとする。

(注16) 耐震診断結果の写し又は点検結果表

(注17) 配置図には、所在地、施工延長のほか次の事項を明示する。

- ・避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地に存すること

(注 18) 事業の完成が確認できる写真には、次の写真を添付する。

- ・施工中、施工後の写真（全景写真を含む）
- ・施工後の計画図、工作物の立面図どおりに施工されていることが確認できる写真（除却を除く）

(注 19) 配置図には、所在地、施工延長のほか次の事項を明示する。

- ・地震発生時に倒壊し、道路通行人等の第三者に被害を与える可能性のある場所であること。